

令和元年10月8日
環境清掃部清掃リサイクル課

江東区食べきり協力店登録制度の開始について

1 背景・目的

まだ食べられるにもかかわらず捨てられている食品（食品ロス）が、日本国内では約643万トンと推計され、そのうち352万トンは、食べ残しや売れ残りなど、主に飲食店から排出される事業系廃棄物となっている。

こうした食品ロスの削減に取り組む区内飲食店を「江東区食べきり協力店」として登録し、取り組みを広く区民に紹介することにより、食品ロス削減の必要性等についての意識の醸成を図り、より一層食品ロス削減を促進していく。

2 登録対象店

江東区内で営業する飲食店

3 登録開始日

令和元年10月1日

4 登録要件（次のいずれかの取り組みを行っている店舗）

- (1) 小盛メニュー等の導入
- (2) ポスター掲示等による食品ロスの削減の啓発活動の実施
- (3) 食べ残しを減らすための呼びかけ
- (4) その他、食品ロスの削減のための取り組み

5 その他

- (1) 登録申請書は、清掃リサイクル課・こうとう情報ステーション・江東区清掃事務所で配布するほか、区ホームページからも入手可能
- (2) 登録店舗には、登録証・登録店ステッカー・啓発ポスター等を配布
- (3) 店舗における食品ロス削減の取り組みを区ホームページなどで紹介



(登録店ステッカーイメージ)